

1 連続性のある多様な学びの場

【ポイント】

▶一人一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」

(1) 「多様な学びの場」について

- 教育的ニーズに最も的確に応える指導の提供

障害者基本法第16条を追求しながら、子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」があります。

- 本人や保護者が安心するために

本人や保護者等の関係者が、十分に学びの場について理解しておらず、不安になることが考えられます。本人や保護者に必要な情報を提供し、安心して教育相談ができるようにすることが大切です。

そのためにも、それぞれの学びの場について、就学担当者が十分に理解し、本人や保護者が就学先や就学後の卒業までの将来を見通して考えることができるように情報提供することが大切です。その際、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。

